

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会審査日程

日時 令和2年6月5日（金）

午後1時30分

場所 第2委員会室

付議事項

1 第15回新型コロナウイルス対策本部会議の報告について

2 緊急要望書に対する回答書について

3 その他

第15回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年5月27日（水曜日）16時から

場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

1 報告事項

2 協議事項

(1) 6月1日から6月18日までの施設利用及び事業再開について

(2) その他

山口県内での発生状況（5月26日18時現在）

（1）山口県での感染者数 37人（入院等2人 退院35人）

（市町別）

- 下関市 6件
- 宇部市 1件
- 山口市 8件
- 防府市 3件
- 下松市 6件
- 岩国市 3件
- 光市 4件
- 周南市 5件
- 山陽小野田市 1件

※5月5日周南市での陽性反応以降、県内では陽性反応はなし

（2）PCR検査の状況について 累計1,657件

| 月日 | 曜日 | 実施件数 | 陽性件数 |
|-------|----|------|------|
| 5月18日 | 月 | 5 | 0 |
| 5月19日 | 火 | 7 | 0 |
| 5月20日 | 水 | 12 | 0 |
| 5月21日 | 木 | 7 | 0 |
| 5月22日 | 金 | 6 | 0 |
| 5月23日 | 土 | 3 | 0 |
| 5月24日 | 日 | 0 | 0 |
| 5月25日 | 月 | 1 | 0 |

（3）相談件数 25,720件（1月31日から5月24日まで）

イベント開催制限の段階的緩和の目安について

| 時期 | 外出自粛 | | 〈基本的な考え方〉 | | | 〈具体的な当てはめ〉 | | | |
|---|--|---|------------------|------------------|--|---|--|--|-------|
| | 県をまたぐ移動等 | 観光 | | 収容率 | 人数制限 | コンサート等 | 展示会等 | お祭り・野外フェス等 | |
| 【移行期間】 ステップ①（外出自粛の場合、ステップ②） 5月25日～ ステップ① 6月1日～ | △ ※不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。 ○ ※一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。 | △ ※観光振興は県内で徐々に、人との間隔を確保 | 屋内 | 50%以内 | 100人 | ○ 【100人又は50%（屋外200人）】 ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意 | ○ 【100人又は50%（屋外200人）】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | 全国的・広域的 | 地域の行事 |
| | | | 屋外 | 十分な間隔 ※できれば2m | 200人 | | | △ 【100人又は50%（屋外200人）】 ※特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 | |
| ステップ② 6月19日～ ※ステップ①から約3週間後 | ○ | △ ※観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～） | 屋内 | 50%以内 | 1000人 | ○ 【1000人又は50%】 ※密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意 | ○ 【1000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | | × |
| 屋外 | | | 十分な間隔 ※できれば2m | 1000人 | | | | | |
| 屋内 | | | 50%以内 | 5000人 | ○ 【5000人又は50%】 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～） | | | ○ 【5000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～） | |
| 屋外 | 十分な間隔 ※できれば2m | 5000人 | | | | | | | |
| 【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 ※ステップ③から約3週間後 | ○ | ○ ※GoToキャンペーンによる支援 | 屋内 | 50%以内 | 上限なし | ○ 【50%】 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 ※GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～） | ○ 【50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 ※GoToキャンペーンによる支援 | △ 【十分な間隔】 （できれば2m） ※感染状況を踏まえて、判断。 | |
| 屋外 | | | 十分な間隔 ※できれば2m | 上限なし | | | | | |

●この表については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より出された令和2年5月25日付け事務連絡を参考に作成

近隣の状況

○協議事項～6月1日以降の施設利用の条件について（仮称）

1 国

令和2年3月28日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議により決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について、緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等について5月25日に変更され次のように示された。

「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②ののちの3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

2 県

新型コロナウイルス感染拡大防止のために県民に要請している県境をまたいだ移動の自粛について、6月上旬にも中国・九州地方から段階的に緩和する方向で検討する考えを明らかにした。しかしながら、同月25日に北九州市で6名の感染者が確認されたことを含め、どのように検討されるかは未定であるが、5月29日（金）に県の対策本部会議が開催され方向性がはっきりすると思われる。

3 他市の状況

ア 宇部市の状況

6月1日から6月18日までの市民限定の貸出しから県内利用に緩和。

イ 下関市の状況

5月26日から施設は再開している。施設の利用条件について、児童が使用する施設のみ「下関市民に限る。」と条件を付しており、その他の施設は「下関市民に限る。」の条件は付していない。

なお、スポーツ施設等のトレーニングルームは引き続き使用禁止としている。

6月1日から6月18日までの施設利用及び事業再開について

1 利用条件の主な変更点

- 「山陽小野田市民のみ」の利用条件を解除し、「県内利用」とする。
- 体育施設については、「対外試合等の禁止」の条件を解除する。
- 屋内運動施設の参加人数について「30人以内での利用」を「100人以下、かつ収容定員の半分以下」とする。
- 屋外施設の参加人数について「30人以内での利用」を「200人以内での利用」とする。

2 利用を一部制限する施設

| No | 施設名 | 担当部 | 制限内容 |
|----|----------------------|-------|---|
| 1 | 市民体育館 | 市民部 | トレーニングルーム: 利用休止 他県において、クラスターが発生した事例があり、運動器具使用後の完全な消毒対応が困難であるため。 |
| 2 | 不二輸送機ホール | | 楽屋1、スタジオ: 利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。 大ホール、小ホール: 利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以下とする。 |
| 3 | 市民館 | | 調理室: 利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 文化ホール: 利用制限 利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以下とする。 |
| 4 | 福祉センター、福祉会館 | 福祉部 | 風呂、休養室及び娯楽研修室: 利用制限 利用時間を2時間程度とする。 館内での飲食: 禁止(※水分補給は除く) 会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 |
| 5 | スマイルキッズ | | キッズキッチン: 利用休止 会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、また、開放することで利用者が飲食を行うことを避けるため。 キッズキッチン以外: 利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、8組までの予約制とする。 利用する時間は最大2時間とする。 |
| 6 | 公民館 | 教育委員会 | 調理室: 利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 音楽室: 利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできない。 |
| 7 | きらら交流館 | | 調理室: 利用休止 調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 サウナ: 利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできない。 |
| 8 | 中央図書館 | | 個人席 : 半数の利用に限る。 DVD試聴ブース: 個人ブースの3/5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。 |
| 9 | 商工センター | 経済部 | 2階、3階会議室: 会食の禁止 会食において感染防止対策の徹底が困難であるため。 |
| 10 | 勤労青少年ホーム (小野田、山陽) | | 公民館の利用条件と同様とする。 |

3 利用を中止する施設

| No. | 施設名 | 担当部 | 中止理由 |
|-----|-------|-----|----------------------------------|
| 1 | 市民プール | 市民部 | 更衣室・プール内において密集・密接を避けることが困難であるため。 |

4 事業の再開について

| No. | 事業名 | 担当部 | 再開条件 |
|-----|--------------------|-------|--|
| 1 | 出前講座の講師派遣 | 市民部 | 感染防止対策がされている場合に限る。 |
| 2 | ノーマイカーデー | | 6月19日(金)実施から再開する。 ただし、公共交通機関利用・相乗りの推奨を削除。 |
| 3 | 幼児健診 | 福祉部 | 感染症防止対策を行い、6月3日(水)実施から再開する。 |
| 4 | 各種教室及び研修 | | 感染症防止対策を行い実施する。 |
| 5 | 公民館主催行事 公民館クラブ等 | 教育委員会 | 必要性の高い事業について、感染症対策を行い実施する。 |

特別定額給付金の申請及び給付状況について

令和2年6月5日 総務部総務課

1 これまでの経緯

| | |
|---------------|---|
| 令和2年5月1日(金) | マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始 |
| 令和2年5月7日(木) | オンライン申請の給付を開始 |
| 令和2年5月22日(金) | 申請書を郵便局に差し出し |
| 令和2年5月23日(土) | 郵便局にて市内ほとんどの世帯に配達を完了 |
| 令和2年5月25日(月) | 全体の約22%に当たる6,390世帯(全2万9,108世帯)から申請書が市に届く |
| 令和2年6月4日(木)まで | 全体の約88%に当たる25,543世帯から申請書が届く |
| 令和2年6月5日(金) | 郵送申請について第1回目として全体の約27%に当たる7,772世帯に18億1,980万円を振込依頼 |

令和2年6月5日現在

| | 対象世帯数 | 対象人数 | 申請世帯数 | 給付世帯数 | 給付人数 | 世帯給付率 | 個人給付率 |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|
| オンライン申請 | | | 615 | 610 | 1,424 | 2.1% | 2.3% |
| 郵送申請 | | | 25,543 | 7,772 | 18,198 | 26.7% | 29.3% |
| 合計 | 29,108 | 62,089 | 26,158 | 8,382 | 19,622 | 28.8% | 31.6% |

2 今後について

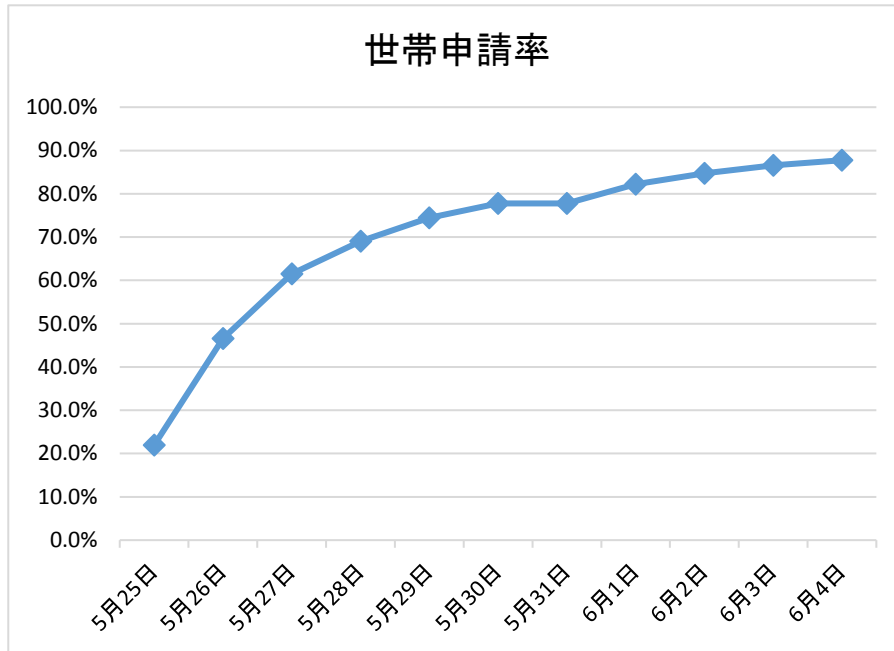
令和2年6月11日見込

| | 対象世帯数 | 対象人数 | 申請世帯数 | 給付世帯数 | 給付人数 | 世帯給付率 | 個人給付率 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| オンライン申請 | | | 615 | 615 | 1,438 | 2.1% | 2.3% |
| 郵送申請 | | | 25,543 | 24,552 | 53,851 | 84.3% | 86.7% |
| 合計 | 29,108 | 62,089 | 26,158 | 25,167 | 55,289 | 86.5% | 89.0% |

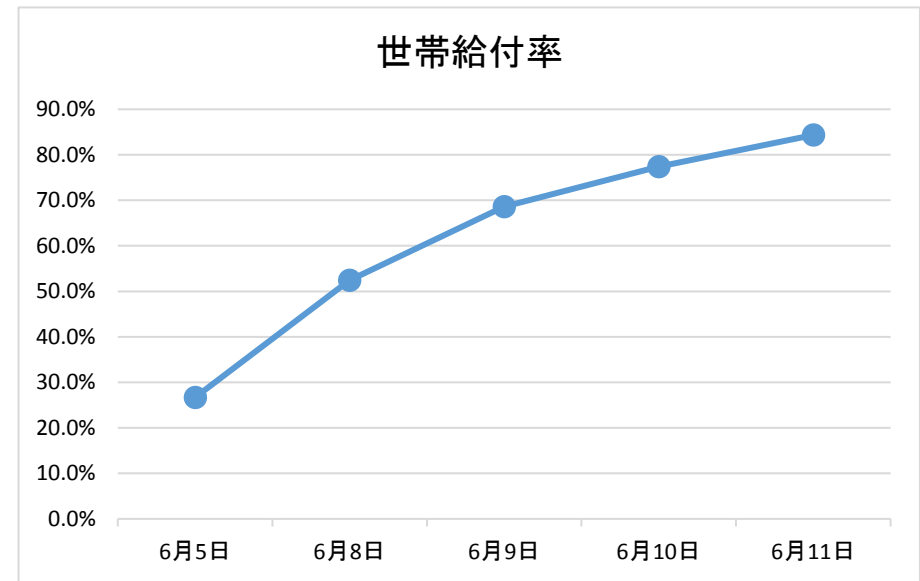
- ・宛所不明による返送分の調査
- ・未申請者に対する申請勧奨はがきを2回送付予定

3 進捗状況

申請状況の推移



給付状況の推移



山 総 第 1 1 1 2 号
令和2年(2002年)6月1日

山陽小野田市議会
議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望に係る回答について

令和2年5月7日付け山議第281号及び5月13日付け山議第341号で緊急要望のありました新型コロナウイルス感染症対策につきまして、その取組等を下記のとおり回答いたします。

令和2年5月7日付け山議第281号での緊急要望に係る回答

1 地域医療の中核をなす山陽小野田市民病院と山陽小野田医師会の緊密な連携による発熱外来の早期設置

(回答)

山陽小野田市民病院、山陽小野田医師会と協議を重ね、令和2年5月18日から、山陽小野田診療所に発熱外来を設置いたしましたところです。

今後とも関係機関と連携を図りながら診療を進めてまいります。

2 医療機関に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発資料の掲示依頼

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策として設置した「発熱外来」のポスター掲示及びチラシの配布を市内全医療機関へ依頼したところです。



また、基本的な感染症対策や受診上の注意点の掲示物に関しては、現在、市ホームページ等へ掲載し、自由に活用していただいておりますが、感染症対策に関する掲示物については、今後は全ての医療機関で掲示していただけるよう配布を予定しております。受診方法や電話診療等の医療体制に関する掲示物については、各医療機関によって対応が違うことから、必要に応じて活用していただけるよう周知してまいります。

3 医療機関における防護服の不足を補うため、市民に対する未使用の雨合羽の無償提供の呼びかけ

(回答)

令和2年5月8日から発熱外来を設置したことに伴い、各医療機関における防護服のニーズは以前ほどひっ迫していないことが確認できましたので、現時点では市民に対して雨合羽の無償提供を呼びかけることは考えておりません。

ただし、今後の感染拡大の状況や医療機関のニーズに注視しながら、情勢により検討していきたいと考えております。

4 学校の長引く休校措置による学習の遅れや家庭環境による学習面の格差を可能な限り解消するためのオンライン授業、遠隔授業、ユーチューブ放送等の実施

(回答)

4月16日(木)から2度目の臨時休業に入り、学力保障の必要性が特に高まってきたため、定例・臨時校長会の機会に、校長会と教育委員会で協議を進め、市内全小・中学校の協働による授業動画「さんおのスマイル movie」の制作に取り組んでまいりました。

小学校は国語・算数の2教科、中学校は国語・数学・英語の3教科で、合計110本超の授業動画を制作いたしました。

授業動画は、ソーシャルメディア(Youtube)の山陽小野田市教育委員会学校教育課の公式アカウントにアップし、限定公開で児童生徒が家庭学習に活用できるようにしております。5月19日(火)からの公開となりましたが、

2日間で約16,000件の閲覧があり、好評を得ていると考えております。また、YouTubeによる閲覧が困難な場合は、教育委員会で準備したDVDを配付し、家庭や学校で閲覧できるよう、学習機会の均等に配慮しております。

今後におきましても、緊急事態の折には、この度のノウハウを生かし、児童生徒の学習保障に努めてまいります。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、児童生徒が一人一台のタブレットPCを使用できるよう整備に努めてまいります。

5 教育委員会及び各学校における保護者相談窓口の設置

(回答)

4月16日(木)から2度目の臨時休業に入り、児童生徒の心のケアの必要性が高まってきたため、教育委員会が管轄する「ふれあい相談室」及び「ヤングテレホン」の紹介パンフレットを作成し、4月20日(月)に市内小・中学校に配付依頼を行いました。その後、家庭訪問等の機会に周知を行い、児童生徒の不安や悩みに対応できるようにしました。

また、本市の様々な相談窓口の一覧を作成し、5月12日(火)の校長会にて紹介及び教職員・保護者への周知依頼を行うとともに、各学校における相談活動についても依頼を行いました。児童生徒及び保護者の相談窓口把握の一助になったと考えております。

今後におきましても、長期にわたる休業による児童生徒・保護者の不安や悩みを傾聴しながら、支援できる体制づくりに努めてまいります。

6 放課後児童クラブに対する人的支援、財政支援の実施

(回答)

放課後児童クラブ事業は、市が社会福祉協議会や社会福祉法人に委託して行う事業であり、児童クラブの運営が適切に行えるよう人的面におきましては、教育委員会の協力を得るなどして必要な職員数を確保しております。財政面では国の基準に基づき、国の補助金を活用しながら適正な措置を行ってまいりま

す。

7 山口県の要請により一定期間休業した店舗への休業補償の実施

(回答)

山口県が実施主体の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」と同様の休業補償はありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として、市単独事業として「山陽小野田市事業継続給付金」制度を創設し、本給付金を給付することとし、6月1日から申請開始の予定です。

・対象

市内に事業所を有する中小企業若しくは個人事業主又は市内に住民登録のある個人事業主

・主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月～5月のいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。
- ②本給付金申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること。

・支給額 1事業者当たり20万円

8 理美容室の休業要請対象施設への追加

(回答)

事業者への休業要請につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく都道府県対策本部長の権限であり、市といたしましては対応ができないこととなっております。

なお、理美容室を経営されておられる方に対しましても、上記7の山陽小野田市事業継続給付金の対象となります旨、申し添えます。

9 市内飲食店の利用促進を図るプレミアム商品券の発行

(回答)

プレミアム商品券事業につきましては、現在その事業の効果などを検討いたしております。

その一方で、市民の生活支援及び市内事業者の経済支援を目的として、市内事業者で使用するのことができる商品券5,000円分を市民の皆さまに配付する事業を実施する予定です。

10 生活支援策として、上水道基本料金の一定期間免除

(回答)

市民全体における生活支援策として、上水道基本料金の一定期間免除を含めた協議を行い、市民生活支援及び市内事業者支援を担う多角的な効果を持つ上記9の商品券の発行事業を実施することとしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

11 雇用調整助成金、持続化給付金等申請書類の作成を手厚くサポートする窓口の設置及びその周知

(回答)

市、商工会議所が連携して国の雇用調整助成金、持続化給付金及び本市の事業継続給付金等に関する総合相談窓口は、去る5月25日に雇用能力開発支援センターで実施しており、市、商工会議所のほか、中小企業診断士・社会保険労務士、宇部公共職業安定所、市内金融機関にもご参加をいただきました。

また個別相談会を小野田、山陽両商工会議所におきまして、6月末まで週2回程度実施しており、市、商工会議所のほか、中小企業診断士・社会保険労務士にもご参加をいただいております。

これからの相談につきましては、個別相談会で対応してまいります。

12 感染症及び自然災害に同時に対応できる体制の整備

(回答)

市といたしましては、現在、新型コロナウイルス感染症対策に全力を傾注いたしてい

るところです。

その一方で、自然災害の発生も想定されることから、複合的な対策を事前に進めて行くことが重要であり、その体制整備を図ることとしております。

また、災害の軽減の方策として市民への更なる防災意識の向上に努めるほか、避難所開設を想定した管理徹底や分散避難の周知などを進めてまいります。

13 新型コロナウイルス感染症対策基金の創設

(回答)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市におきましても市民生活や経済活動に大きな影響を生じており、これに対応するため、市民への生活支援や事業者への経済支援など本市独自の対策を実施していく必要がありますが、その対策は長期にわたることが予想されます。

また、新型コロナウイルスの終息後においても、新たな感染症の発生を想定した事前の備えを講じておくことも重要となります。

つきましては、これらの対策に係る財源を確保するため、感染症対策に特化した基金として、「新型コロナウイルス等感染症対策基金」を設置いたしましたところ です。

今後は、ふるさと納税の活用を含めた財源確保に努め、感染症対策に適切に対応してまいります。

1 持続化給付金、雇用調整助成金、国民健康保険料の減免、納税猶予、緊急小口資金、総合支援資金、市制度融資、小学校等休業対応助成金等の手続を支援する総合窓口の設置

(回答)

新型コロナウイルス感染症に関する問合せに対応する総合窓口は、総務部総務課としておりますが、実際の給付金、助成金、減免等の手続きについては、対象者や給付条件、手続き方法等が異なる様々なものが検討されているため、手続きを支援する総合窓口としては設置せず、それぞれの業務に精通した各担当課が対応することとしております。

市民の皆様におかれましては、相談窓口が容易にわかるよう市ホームページや市広報を通じて啓発するとともに、市役所におきましても、丁寧な案内誘導に努めてまいります。

2 上記1の総合窓口の混雑・混乱防止のための本庁・支所等複数箇所設置と十分な人員配置

(回答)

上記1で回答いたしましたとおり、総合窓口は設置せず、給付金、助成金、減免等の手続きは、それぞれの担当課の窓口で個別に対応してまいります。

3 市の主導によるすべての公私立保育園の統一的な運営指針の提示と保護者への情報提供

(回答)

保育の実施者として、国の示す方針を参考に市内保育園の統一的な運営指針を示し、保護者への速やかな情報提供に努めてまいります。

4 私立保育園・幼稚園が登園自粛等により被った損失や感染防止対策費用に対する財政支援

(回答)

私立保育園につきましては、国の補助制度を活用しながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止補助を行うこととしております。

また、私立保育園の副食費で園の損失となった相当分を補填する市独自の財政支援を行う予定です。

なお、私立幼稚園については、山口県において適切な財政支援が行われると認識しております。また、国の雇用に関する制度につきましても、十分な情報提供に努めてまいります。

5 新型コロナウイルス感染症対策情報の発信手段の拡大

(回答)

新型コロナウイルス感染症対策の情報発信においては、発信内容が正確であること、分かりやすく表現されていること、迅速に発信すること、情報へのアクセスが容易であることなどが重要と考えております。

現在の発信手段としては、広報紙及びホームページを中心としながら、緊急防災メール、ラジオ放送（FMサンサンきらら）、フェイスブック、ユーチューブにおける公式動画サイトを活用しています。

発信する情報の内容や発信の緊急度などに応じて、様々な媒体の特徴を踏まえ、組み合わせながら情報を発信しているところであり、その他の発信手段の拡大については必要に応じて研究してまいります。

6 市のホームページにおける国、県、市の各種支援策の平易な表現による掲載

(回答)

新型コロナウイルス感染症に係る市民及び事業者への支援については、国、県、市により各種支援策が入り混じり、混乱を招く状況となっております。

現在、市ホームページを活用した新型コロナウイルス感染症に関する情報配信については、「新型コロナウイルス関連特設サイト」をトップページから容易にアクセスできる場所に作成し、一元的に管理しているところです。

市民への支援については、新型コロナウイルス関連特設サイト内に「給付金」「病院の受信や相談について」「山陽小野田市の対応」「子どもや保護者の皆様へ」「市民の皆様へ」などの大きな枠を作成し、その下に各種情報を掲載することで、必要な情報に容易にたどり着けるような工夫を行っております。

また、事業者の方への支援については、支援情報をフローチャートによりまとめた「事業者の方への支援一覧」を5月2日付で新型コロナウイルス関連特設サイトに掲載したところです。フローチャートは、事業者のお悩みを出発点とし、その事業者に必要な政策とそのお問合せ先を案内するものであり、また、同一ページ内から国、県、市の政策サイトへ移動できるようリンクを貼っております。

日々移り変わる情勢のなか、今後も市ホームページを十分に活用し、情報を提供していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

7 新型コロナウイルス感染症対策による住宅困窮者への市営住宅の提供

(回答)

市では、新型コロナウイルス感染症対策による住宅困窮者に対して、市営住宅の空き住戸の提供を令和2年5月25日から実施しており、現在、市ホームページにおいて啓発に努めております。

提供戸数は3戸程度、入居の条件は本市にお住まいの方で、収入の減少や廃業等により住居を退去せざるを得ない方、あるいは解雇等により社宅等を退去せざるを得ない方です。また、入居できる期間は原則6か月となっております。